

IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民及び事業者等の自主的なゼロカーボン実現に向けた取組意識を喚起するとともに、ゼロカーボンに取組む市民及び事業者等を市が広く公表し「見える化」することを通じて、地球温暖化防止への取組意欲を広く醸成する「IZUMI ゼロカーボン宣言」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 和泉市内に事業所又は事務所(以下「事業所等」という。)を有する事業者又は団体
- (2) ゼロカーボン 日常生活及び事業活動等により排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量などを差し引いた排出量の合計を実質的にゼロにすること。

(登録)

第3条 市長は、市民及び事業者等(以下「登録希望者」という。)によるゼロカーボンに繋がる取組を促進するため、取組を宣言する登録希望者の登録を行うものとする。

2 前項の登録は、次の各号の全てに該当するものについて行う。

- (1) ゼロカーボン実現に向けた取組の実施を宣言すること。
- (2) ゼロカーボン実現に向け、既に実施している又は登録後に実施する具体的な取組内容を示すこと。
- (3) 和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) その他関係法令に違反がないこと。

(登録の申請)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、IZUMI ゼロカーボン宣言登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。なお、申請書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

(宣言書の交付及び公表)

第5条 市長は、前条の規定による申請があり、その内容に不備がなく、第3条第2項の要件に該当すると認めるときは、当該申請をした者を登録し宣言書及び宣言周知用資材を必要に応じて交付する。

2 市長は、宣言書を交付した者をゼロカーボンに向けて積極的に取組む宣言者として、取組内容等に関して広く公表するものとする。なお、公表に関しては、申請時に宣言者から了承を得るものとし、公表を希望しない登録希望者については、公表を行わず、市民については匿名で公表するものとする。

3 公表内容に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の公表を行わないものとする。

- (1) ゼロカーボン実現に向けて明らかに関係ないもの

- (2) 差別的内容を含むもの
- (3) 個人又は団体等に対する誹謗中傷又は公序良俗に反した内容などが明白なもの
- (4) 内容が意味不明なもの
- (5) 特定の個人又は団体等のサービス等の売り込みと判断できるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的に合致しないと認められるもの
(登録の有効期間及び更新)

第6条 登録の有効期間は、登録を受けた日から当該年度末までとする。ただし、当該期間中に第8条で定める登録の取下げが行われない場合は、引き続き同一の内容で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(登録の変更)

第7条 宣言者は、第4条に規定する書類に記載した事項に変更があったときは、速やかにIZUMI ゼロカーボン宣言変更申請書(様式第2号)により市長に届出なければならない。なお、申請書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

(登録の取下げ)

第8条 宣言者は、登録の取下げをしようとするときは、IZUMI ゼロカーボン宣言取下げ申請書(様式第3号)により市長に届出なければならない。なお、申請書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

(登録の取消し)

第9条 市長は、宣言者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録又は更新をしたと認める場合
- (2) 法令に違反する事態が発生した場合
- (3) 電話、電子メール、手紙等による連絡をとることができなくなり、1年を超えた場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、前項第3号に定める場合を除き当該取消しを受けた宣言者に通知するものとする

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、IZUMI ゼロカーボン宣言の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年8月23日から施行する。

和泉市長 あて

IZUMI ゼロカーボン宣言登録申請書

ゼロカーボン実現に向けて温室効果ガスの排出削減に取り組むことを宣言し、IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者情報	住所	〒594- 和泉市			
	個人の場合	ふりがな	TEL	(自宅) - -	
		氏名		(携帯) - -	
		E-mail	@		
	事業者・団体の場合	事業所 団体名	ふりがな		
		代表者役職名	担当者 氏名		
		ふりがな	担当者 TEL	-	-
		代表者氏名	E-mail @		
事業所名等について、市のHP等で公開して良い場合は右欄に✓を入れてください。				<input type="checkbox"/>	

2050年ゼロカーボン実現に向けての取組を下記から選択するか、自由記述してください。

取組内容	選択式	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステム、高効率給湯器を導入します。 <input type="checkbox"/> 再エネ電気へ切替えます。 <input type="checkbox"/> 冷房・暖房の設定温度を普段より夏季は高く又は冬季は低く設定し、普段より使用時間を短くします。 <input type="checkbox"/> 節水を行います。 <input type="checkbox"/> 宅配サービスをできるだけ1回で受け取るようにします。 <input type="checkbox"/> 通学・通勤時にできるだけ徒歩や自転車を活用します。 <input type="checkbox"/> 通勤時等にエコドライブを実践します。 <input type="checkbox"/> 市のゼロカーボン実現に関する施策に積極的に協力します。
	自由記述	(※ ゼロカーボン実現に有効と考えられる取組を自由な発想で記入してください。) 個人の場合は、公表用ペンネームを記入してください。→ ()
自由記述の内容を、市のHP等で公開して良い場合は右欄に✓を入れてください。		<input type="checkbox"/>

年 月 日

和泉市長 あて

IZUMI ゼロカーボン宣言取下申請書

IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

申請者情報	住所	〒594- 和泉市		
	個人の場合	ふりがな	TEL	(自宅) - -
	氏名			(携帯) - -
	事業者・団体の場合	事業所 団体名 代表者役職名	ふりがな	
		代表者氏名	担当者 氏名	
	ふりがな	担当者 TEL	- -	

取下理由	
------	--